

工場立地法に係る 届出書記入の手引き



小 美 玉	シ テ イ	ダ イ ヤ モ ン ド
-------------	-------------	----------------------------

見つける。
みがく。
光をあてる。

茨城県小美玉市

目次

I 工場立地法について	3
II 工場立地法に基づく特定工場の届出について	4
III 工場立地法第4条に基づく準則を定める条例の概要	7
IV 届出書及び附属書類の記入上の注意点	8

I 工場立地法について

本書は、工場立地法にかかる各種届出事務を、事業者の皆様が円滑に行えるよう作成したものです。

工場立地法は、工場及び工場周辺環境の保全・調和が図られることを目的に昭和48年に制定されたもので、事業者の皆様が工場を新增設される際に緑地および環境施設の設置を義務付け、生産施設の面積について業種別に制限を設ける等の規制を設けています。

この法律に基づく規制の対象となり、新設または変更等の際に届出が必要な事業所は以下の①および②に該当するものになります。

- ① 製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱、太陽光発電所を除く)にかかる工場又は事業場であること
- ② 敷地面積の合計が9,000㎡以上、又は建築面積の合計が3,000㎡以上

特に工場・事業場の新增設や改築等にかかる届出については、**着工の90日前(通常届出)から30日前(短縮届出)までに手続きが必要**ですので、事業者の皆様におかれましては、本書を参照に速やかな手続きをお願いします。届出につきましては、**工場を設置する事業者が届出義務者**となりますので、賃貸借やリース契約で工場を操業される場合は、ご注意ください。

その他、工場立地法に関して不明な点は、商工観光課にご相談ください。

本書における法令の引用は、次のように略語を使用しています。

法:工場立地法(昭和34年法律第24号) 一部改正法 工場立地の調査に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号) 令:工場立地法施行令(昭和49年政令第29号) 規則:工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号) 準則:工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号) 一括法:地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)
--

II 工場立地法に基づく特定工場の届出について

1 届出対象となる工場又は事業場の範囲(法第6条第1項, 令第1条・第2条)

製造業(物品の加工修理業を含む。), 電気供給業(水力, 地熱, 太陽光発電所を除く。), ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業場であって, その規模が次のいずれかに該当するもの(以下「特定工場」という。)

- (1) 連続した一区画内の土地における敷地面積が9,000㎡以上
- (2) 建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上

2 届出の種類

特定工場は, 次の事由に該当する場合, それぞれ届出の義務があります。

(1) 新設の届出(法第6条第1項)

特定工場の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し, 又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む)を行う場合

(2) 変更の届出(一部改正法附則第3条第1項, 法第7条第1項, 法第8条第1項)

- ① 既存工場(昭和49年6月28日以前に設置された特定工場又は同日時点で新設工事中であった特定工場が, 昭和49年6月29日以後に最初の変更を行う場合
- ② 政令改廃によって特定工場となった工場が, 最初に次のイ~二の変更を行う場合
- ③ 法第6条第1項に基づく新設の届出又は上記①②の変更の届出をしたものが, その後次のイ~二の変更を行う場合

イ) 特定工場における製品の変更

- ・日本標準産業分類における3ケタ分類が変更になるような業種変更が行われる場合(ある業種の廃止又は追加の場合を含む。)
- ・当該工場に適用される生産施設面積率の準測値(γ 値)および既存生産施設用敷地計算係数(α 係数)が変わるような業種の変更が行われる場合

ロ) 特定工場の敷地面積の変更(敷地面積の増加又は減少)

- ・工事敷地を買い増す, もしくは一部を売却する場合
- ・子会社, 下請会社等に貸与する場合
- ・公有水面を埋め立てる場合 など

ハ) 生産施設の面積の変更

- ・生産施設の増設(純増)または※スクラップ&ビルド

※既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し, 新たに設置し直すこと。屋外プラント本体を取り壊し, 新たなプラント本体を設置するなどの場合もスクラップアンドビルドに該当します。

二) 緑地又は緑地以外の環境施設の変更

緑地又は緑地以外の環境施設の面積が減少する又は配置を変更する場合。**減少面積と増加面積が同一でも、配置変更の場合は届出を要します。**

なお、以下に該当するものは「軽微な変更」となり、次回の変更届出の際に同時に届け出れば問題ありません。(単独での届出が不要)

- (1) 生産施設、緑地及び環境施設的面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
- (2) 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- (3) 特定工場に係る生産施設の撤去
- (4) 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- (5) 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)
- (6) 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの(保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。)

その他の届出

- (1) 届出者の氏名又は名称、住所及び工場の名称変更の届出(法第12条)
* 法人等の代表者の変更は届出を必要としません。
- (2) 届出者の地位の承継の届出(法第13条第3項)
 - ① 届出に係る特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合
 - ② 届出に係る特定工場について相続又は合併があった場合
 - (3) 特定工場を廃止した場合

3 届出の時期

- (1) 特定工場の新設又は変更に係る届出
特定工場の新設又は変更の工事に着手しようとする日の90日前まで。
ただし、実施制限期間の短縮申請をする場合には、30日前まで。
- (2) 氏名等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止に係る届出
氏名等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止のあった日以後遅滞なく。

4 実施の制限

届出が受理された日から90日間を経過した後でなければ、原則として工事に着手してはなりません。ただし、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しない場合は、実施制限期間の短縮申請により短縮が可能です。

【参考】

工事開始時点の判断基準について

- (1) 新設の場合、敷地の造成工事を伴うものはその造成工事の着手の時点とします。造成工事を伴わない場合は、建築物や緑地等環境施設の設置工事の中で最初の工事の着手の時点とします。
 - (2) 変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とします。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合はその時点とします。
 - (3) 変更の工事を伴わない場合で、土地の売買により敷地面積の増加又は減少がある場合は、原則として移転登記の日を変更の時点とします。
 - (4) 製品の変更を行う場合は、製品を変更する日を変更の時点とします。
- ※実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従うので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。

5 届出書類の一覧表

(1) 新設または変更の届出

		新設	変更
1	特定工場新設(変更)届出調書	○	○
2	特定工場の新設(変更)の趣旨説明書	○	○
3	特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般)	○	○
4	特定工場における生産施設の面積【別紙1】	○	○
5	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置【別紙2】	○	○
6	緑化計画書【様式第3】	×	×
7	生産施設, 緑地, 緑地以外の環境施設, その他の主要施設の配置図等(兼)特定工場用地利用状況説明書	○	○
8	工場新設等のための工事の日程	○	○
9	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置【別紙3】	要確認	要確認
10	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	要確認	要確認
11	事業概要説明書	○	○
12	準則計算表	○	○
13	準則計算推移表	×	○

- (2) 氏名等の変更の届出(法第12条)
氏名(名称, 住所)変更届出書【様式例第4】
- (3) 承継の届出(法第13条)
特定工場承継届出書【様式例第5】
- (4) 廃止の届出
特定工場廃止届出書【様式例第6】

※提出部数及び届出先について

小美玉市長あてに、**2部(正副各1部)**提出してください。

6 届出書の作成方法

次の事項に留意してください。なお、新設又は変更の届出を行うにあたっては、準則(生産施設面積率・緑地面積率・環境施設面積率等)に適合しているかどうかについても確認してください。

- (1) 用紙の大きさ
図面, 表などを除き, 日本工業規格A4としてください。
- (2) 用紙のとじ方
前頁5(1)の「新設又は変更の届出」の項で掲げた順序のとおりに綴じてください。
- (3) 記入方法(新設・変更の届出)
届出書の作成に当たっては、各様式の備考及び記入例等を参照してください。

7 届出手続きの流れ

- (1) 届出者の希望により事前相談を実施
 - ・計画概要
 - ・生産施設面積, 緑地面積, 環境施設面積など
- (2) 届出受理
 - ・届出書類の受付(小美玉市役所産業経済部商工観光課まで)
- (3) 届出内容の審査
 - ・生産施設面積率
 - ・緑地面積率
 - ・環境施設面積率
 - ・緑地の内容及び緑地の配置(敷地周辺に15%以上の配置)
 - ・工場周辺の土地利用状況
- (4) 届出受理通知
- (5) 着工(届出が受理された日から90日間または30日を経過後)
- (6) 竣工・操業開始

Ⅲ 工場立地法第4条に基づく準則を定める条例の概要

小美玉市では、企業の新たな事業展開を促すことによって工場緑地の実質的な増加を図り、工場と周辺環境との一層の調和と産業の活性化の両立を目指すため、工場等の緑地面積率に関する基準(地域準則)を緩和しています。

1 概要

(1) 設定区域

- ① 工業・準工業地域(第1種区域):羽鳥地区の一部
- ② 工業専用地域(第2種区域):大沼地区の一部
- ③ 用途地域の定めのない区域(第3種区域):白地
- ④ 用途地域の定めのない区域のうち規則で別に定める区域(第4種区域)
 - イ) 茨城空港テクノパーク
 - ロ) 玉里工業団地
 - ハ) 玉里北工業団地
 - ニ) 桜山工業団地
 - ホ) 小岩戸地区の一部(農村地域工業等導入地区)
 - ヘ) 茨城空港アクセス道路沿線地区の一部 ※番地によって可否あり

(2) 対象工場

新設工場:全て対象

既存工場:昭和49年6月28日以前に設置され、変更届出をするもの

(3) 地域準則表

区分	該当地区	緑地率	環境施設率
(参考) 法基準		20% 以上	25% 以上
工業・準工業地域 (第1種区域)	羽鳥地区の一部	10% 以上	15% 以上
工業専用地域 (第2種区域)	大沼地区の一部	5% 以上	10% 以上
用途地域の 定めのない区域 (第3種区域)	白地	15% 以上	20% 以上
用途地域の定め のない区域のう ち規則で別に定 める区域 (第4種区域)	茨城空港テクノパーク	5% 以上	10% 以上
	玉里工業団地	10% 以上	15% 以上
	玉里北工業団地		
	桜山工業団地		
	小岩戸地区(農村地域工業等導入地区)		
茨城空港アクセス道路			

IV 届出書の記入上の注意点

各種届出書をご記入いただく際によくあるご質問や注意点を記入してあります。事業者の皆様におかれましては、記入前にご確認をお願いいたします。

1 特定工場新設（変更）届出調書

(1)以下の項目については記入不要です。

- ① 左上の「整理番号・受理年月日・調書作成者」
- ② 着色および斜線の引いてある枠
- ③ 下部の「工場周辺の状況・公害防止対策・変更点・審査結果」

(2)それ以外の項目については全て記入をお願いいたします。

記入する内容は新設後、または変更後の内容でお願いいたします。

その際、見込み値や予定等でも構いません。

(3)細分類番号については、日本標準産業分類の4桁の番号です。

2 特定工場の新設（変更）の趣旨説明書

(1)趣旨説明については、該当する項目ごとに分けて記入してください。

1	届出理由（新設なのか増設なのかを記入）
2	生産施設（面積および設置場所に変更があった場合）
3	緑地（緑地面積および設置場所に変更があった場合）
4	環境施設（環境施設に変更があった場合）
5	製品名（製造する製品に変更があった場合）
6	敷地面積（敷地面積に変更があった場合）

3 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般）

(1)小美玉市では、事業者が速やかに着工できるように実施制限期間の短縮申請（90日前申請を30日前申請に短縮することが可能）を推奨しています。ただし、短縮を希望されない場合は申請書が異なりますので、事前に商工観光課までお申しつけください。

(2)新設の場合、面積は「変更後」の部分にご記入ください。

(3)※印のついている欄は記入不要です。

4 特定工場における生産施設の面積【別紙1】

(1)「生産施設の名称」は、任意の名称で結構です。

(2)「施設番号」は、「セー1」「セー2」・・・でお願いします。

(3)新設の場合、面積は「変更後」の部分にご記入ください。

また、新設の場合、「増減面積」は記入不要です。

5 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置【別紙2】

- (1)「緑地の名称」および「環境施設の名称」は、任意の名称で結構です。
- (2)「施設番号」は、緑地の場合は「リー1」「リー2」・・・で、環境施設は「カー1」「カー2」・・・でお願いします。
- (3)新設の場合、面積は「変更後」の部分にご記入ください。
また、新設の場合、「増減面積」は記入不要です。
- (4)緑地および環境施設のうち、敷地の境界および外周に接するものがある場合、「環境施設の配置」欄に該当する施設番号と面積をご記入ください。

6 緑化計画書【様式第3】

- (1)平成23年の工場立地法改正に伴い、提出不要となっております。

7 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図等 (兼)特定工場用地利用状況説明書

- (1)配置図については、1/1000程度の縮尺で作成願います。
各施設の面積の記載があれば、設計図等でも構いません。
- (2)利用状況説明書については、1/2500～1/3000程度の縮尺の周辺地図を添付してください。概ね工場から半径2km程度が分かれば結構です。

8 工場新設等のための工事の日程

- (1)既存の工程表でも代替可能です。ない場合、月単位で結構ですので、工事の日程をご記入ください。

9 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置【別紙3】

- (1)「茨城空港テクノパーク」，「玉里工業団地」，「玉里北工業団地」，「桜山工業団地」のいずれかに立地する場合のみ必要です。
- (2)「玉里工業団地」，「玉里北工業団地」の場合、工業団地共通施設がないため、上から4番目までの記入をお願いいたします。
- (3)「茨城空港テクノパーク」，「桜山工業団地」の場合、工業団地共通施設があるため、全て記入をお願いいたします。
- (4)詳細につきましては、商工観光課までお問合せください。

10 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

- (1)該当しない場合、提出する必要はありません。
- (2)緑地等を敷地内に設置することが出来ない場合、その管理費用等を事業者で負担することで、隣接緑地を緑地面積に含めることができます。

1 1 事業概要説明書

- (1) 特定工場新設（変更）届出調書に記載した内容と同じ内容をご記入ください。
- (2) 以下の項目については記入不要です。
 - ① 左上の「整理番号」
 - ② 着色および斜線の引いてある枠

1 2 準則計算表

- (1) 中分類業種名は、日本標準産業分類に記載されているものになります。
- (2) 細分類番号は、特定工場新設（変更）届出調書と同一番号です。
<例> コピー機を作っている事業者
中分類業種名：業務用機械器具製造業
細分類番号：2711（複写機製造業）
- (3) 計算方法については、下記のとおりです。

<凡例>

- S：新設・変更後の敷地面積
- P：新設・変更後の生産施設面積
- G：新設・変更後の緑地面積
- E：新設・変更後の環境施設面積
- γ ：生産施設面積の敷地面積に対する割合
- α ：既存生産施設用敷地計算係数

① 生産施設面積について

$$P \leq \gamma \div 100 \times S$$

② 緑地について

$$G \leq \text{地区ごとの緑地面積率 (\%)} \div 100 \times S$$

③ 環境施設面積

$$E \leq \text{地区ごとの環境施設面積率 (\%)} \div 100 \times S$$

1 3 準則計算推移表（変更の場合のみ）

- (1) 変更届出の場合のみ必要です。新設の場合は必要ありません。
- (2) 変更前と変更後の値をそれぞれ記入してください。

1 4 その他変更申請について

- ・ 氏名（名称，住所）変更届出書
- ・ 特定工場承継届出書
- ・ 特定工場廃止届出書

の3点については、申請する前に商工観光課までお問合せください。